

1. 件名「運転期間延長認可申請（東海第二発電所）に関する事業者ヒアリング（27）」
2. 日時：平成30年5月10日 13時15分～16時10分
3. 場所：原子力規制庁 13階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

天野安全管理調査官、塚部管理官補佐、糸川安全審査専門職

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

池田上席技術研究調査官、北條技術研究調査官、皆川技術研究調査官、  
坂本技術参与、船田技術参与、菊池技術参与

地震・津波研究部門

日高技術研究調査官、東技術研究調査官、鈴木技術参与、土居技術参与、  
澁谷技術参与

日本原子力発電株式会社

発電管理室 室長代理 他11名

## 5. 要旨

- (1) 劣化状況評価（中性子照射脆化、照射誘起型応力腐食割れ、2相ステンレス鋼の熱時効、電気・計装設備の絶縁低下、その他劣化事象、耐震安全性評価）について
  - 日本原子力発電から、劣化状況評価（中性子照射脆化、照射誘起型応力腐食割れ、2相ステンレス鋼の熱時効、電気・計装設備の絶縁低下、その他劣化事象、耐震安全性評価）について、資料に基づき説明があった。
  - 原子力規制庁から主に以下の点についてコメントをした。また、今後資料を確認し、適宜追加でコメントを行う旨伝えた。

【劣化状況評価（中性子照射脆化）】

- 板厚 $t$ の1/4深さ位置の中性子照射量について、減衰式ではなく解析結果を用いることの妥当性について説明すること。

【劣化状況評価（照射誘起型応力腐食割れ）】

- 維持規格に基づく点検内容について、点検結果「良（検査の判定基準を満足）」と記載があるが、判定基準について説明すること。

【劣化状況評価（2相ステンレス鋼の熱時効）】

- 亀裂進展速度の算出について、材料及び環境条件を踏まえ、算出方法の妥当性を説明すること。

【劣化状況評価（電気・計装設備の絶縁低下、その他劣化事象）】

- 電気ペネトレーションの評価における重大事故等時の環境条件について説明すること。

【劣化状況評価（耐震安全性評価）】

- 炉心シュラウドの破壊評価について、溶接残留応力を考慮した評価の結果を説明すること。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

(2) 資料提出について

○日本原子力発電から資料提出（共通事項、劣化状況評価（低サイクル疲労、コンクリート構造物））があり、原子力規制庁として、今後、資料を確認の上適宜コメントを行う旨伝えた。

6. 資料

- (1) 「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（共通事項）補足説明資料」
- (2) 「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（低サイクル疲労）」
- (3) 「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（中性子照射脆化）」
- (4) 「東海第二発電所 劣化状況評価（中性子照射脆化）補足説明資料」
- (5) 「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（照射誘起型応力腐食割れ）」
- (6) 「東海第二発電所 劣化状況評価（照射誘起型応力腐食割れ）（耐震安全性評価） 共通事項に関する補足説明資料」
- (7) 「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（2相ステンレス鋼の熱時効）」
- (8) 「東海第二発電所 劣化状況評価（2相ステンレス鋼の熱時効）補足説明資料」
- (9) 「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（電気・計装品の絶縁特性低下）（その他劣化事象）」
- (10) 「東海第二発電所 劣化状況評価（電気・計装品の絶縁特性低下）補足説明資料」
- (11) 「東海第二発電所 劣化状況評価（その他劣化事象）補足説明資料」
- (12) 「東海第二発電所 劣化状況評価（コンクリート構造物及び鉄骨構造物）」
- (13) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価）補足説明資料」（改5）
- (14) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価）補足説明資料」（改6）
- (15) 「炉心シュラウドの照射誘起型応力腐食割れを考慮した耐震安全性評価（溶接残留応力を考慮した評価の方針）」